

医師確保対策室規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也  
岩手県医療局長 法 貴 敬

岩手県規則  
岩手県医療局管理規程 第 1 号

## 医師確保対策室規則

### (目的)

第 1 条 この規則・規程は、岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号。以下「組織規則」という。）及び岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号。以下「委任代決専決規則」という。）並びに医療局組織規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 1 号。以下「組織規程」という。）、医療局職員の職の設置に関する規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 7 号）及び医療局代決専決規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 6 号。以下「代決専決規程」という。）に定めるもののほか、医師確保対策室の設置並びに医師確保対策室における事務処理の代決及び専決に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第 2 条 岩手県における医師確保の業務を推進するため、組織規則に定める本庁の保健福祉部及び組織規程に定める本庁に、知事部局及び医療局が共管する組織として、医師確保対策室を置く。

### (分掌事務)

第 3 条 医師確保対策室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 医師確保対策に関すること。

### (室長)

第 4 条 医師確保対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理する。

### (医師確保対策監)

第 5 条 医師確保対策室に医師確保対策監を置く。

2 医師確保対策監は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。

### (主任主査)

第 6 条 医師確保対策室には、必要に応じて、主任主査を置くものとする。

2 主任主査は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。

### (主査)

第 7 条 医師確保対策室に主査を置く。

2 主査は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の特定事務を処理する。

### (主任)

第 8 条 医師確保対策室には、必要に応じて、主任を置くものとする。

2 主任は、上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。

### (副主幹及び技術副主幹)

第 9 条 医師確保対策室には、必要に応じて、副主幹又は技術副主幹を置くものとする。

2 副主幹は、上司の命を受け、室の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。

3 技術副主幹は、上司の命を受け、室の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(主事)

第 10 条 医師確保対策室には、必要に応じて、主事を置くものとする。

2 主事は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(代決)

第 11 条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い、第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。

決裁権者	代決権者	
	第 1 順位者	第 2 順位者
保健福祉部長	室長	当該事務を担当する医師確保対策監
医療局長	室長	当該事務を担当する医師確保対策監
医療局次長	室長	当該事務を担当する医師確保対策監
室長	当該事務を担当する医師確保対策監	
医師確保対策監	室長があらかじめ指定する吏員	

(専決)

第 12 条 医師確保対策室の分掌事務について、室長及び医師確保対策監の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 医師確保の調整に関すること。
- (2) 職員の事務分担に関すること。
- (3) 医師確保対策監の休暇その他の服務及び職員の服務に関すること。
- (4) 医師確保対策監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (5) 医師確保対策監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (6) 設計額 1 億 5,000 万円以上 5 億円未満の工事の執行に関すること。
- (7) 設計額 5 億円以上の工事の予定価格の作成に関すること。
- (8) 室の事務に係る重要な許可、認可、免許、承認その他の申請に対する処分に関すること(知事の権限に属する事務に限る。)
- (9) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、通達、調査、申請等(これらの受理を含む。以下同じ。)に関すること(知事の権限に属する事務に限る。)
- (10) 医師確保対策監の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること(知事の権限に属する事務に限る。)
- (11) 工事の完成検査及び補助事業の検査に関すること(知事の権限に属する事務に限る。)
- (12) 1 件の金額 1 億 5,000 万円以上の契約(工事の執行に係るものを除く。)に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること(知事の権限に属する事務に限る。)
- (13) 附属機関の委員並びに幹事及び書記等の任免に関すること(知事の権限に属する事務に限る。)
- (14) その他前各号に準ずる事項

医師確保対策監専決事項

- (1) 医師確保に係る事務の実施に関すること。
- (2) 室長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (3) 室長が指定する職員の休暇に関すること。
- (4) 職員の軽易な服務に関すること。
- (5) 職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関すること。
- (6) 軽易な広報宣伝の実施に関すること。
- (7) 各種行政資料統計等の作成、収集又は配布に関すること。

- (8) 軽易又は定例に属する告示、公告等に関する事。
  - (9) 照会、回答、報告、通知、届出、通達、調査、申請等に関する事。
  - (10) 事実の証明に関する事。
  - (11) 文書の開示の決定に関する事。
  - (12) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事。
  - (13) 許可、認可、免許、承認その他の申請に対する処分に関する事（知事の権限に属する事務に限る。）。)
  - (14) 室長が指定する職員の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事（知事の権限に属する事務に限る。）。)
  - (15) 免許証、証明書、証書、鑑札及び証票の交付及び書換えに関する事（知事の権限に属する事務に限る。）。)
  - (16) 委員会、審議会、協議会等の庶務に関する事（知事の権限に属する事務に限る。）。)
  - (17) 契約履行確認のための検査員を命ずる事（知事の権限に属する事務に限る。）。)
  - (18) 設計額1億5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の工事の執行に関する事（知事の権限に属する事務に限る。）。)
  - (19) 1件の金額1億5,000万円未満の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関する事（知事の権限に属する事務に限る。）。)
  - (20) 臨時的任用職員（病院に勤務する臨時的任用職員を除く。）の任免に関する事（医療局長の権限に属する事務に限る。）。)
  - (21) 貯蔵品取扱主任及び固定資産取扱主任の任免に関する事（医療局長の権限に属する事務に限る。）。)
  - (22) 医療局長が別に定める軽易又は定例に属する職務専念義務免除に関する事（医療局長の権限に属する事務に限る。）。)
  - (23) 予算の配賦、令達及び配当に関する事（医療局長の権限に属する事務に限る。）。)
  - (24) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の固定資産の取得及び管理に関する事（医療局長の権限に属する事務に限る。）。)
  - (25) 1件の帳簿原価3,500万円未満の固定資産（土地を除く。）の処分に関する事（医療局長の権限に属する事務に限る。）。)
  - (26) 1件の予定又は見積りの価格3,500万円未満の貯蔵品及び消耗品の購入並びに研究研修費（謝金及び旅費を除く。）の支出負担行為をすること（医療局長の権限に属する事務に限る。）。)
  - (27) 第24号及び前号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（雑費（医療事故又は公務災害に係るものに限る。）及びその他雑損失のうち寄附金の支出に係るものを除く。）をすること（医療局長の権限に属する事務に限る。）。)
  - (28) 支出命令に関する事（医療局長の権限に属する事務に限る。）。)
  - (29) 第25号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること（医療局長の権限に属する事務に限る。）。)
  - (30) その他前各号に準ずる事項
- 2 室長が指定する職員は、次に掲げる事項及び前項に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で室長があらかじめ指定したものを専決することができる。
- (1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
  - (2) 職員の休暇に関する事。
  - (3) 被服の貸与に関する事。
  - (4) 公舎への入舎の承認及び当該公舎に居住する期間の指定に関する事。
  - (5) 公舎への入舎及び公舎からの退舎の届出の受理に関する事。
  - (6) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、通達、調査、申請等に関する事。
  - (7) 軽易な事実の証明に関する事。
  - (8) 登録証、謄本等の交付に関する事。
  - (9) 職員の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事（知事の権限に属するものに限る。）。)
  - (10) 職員の扶養親族の認定に関する事（医療局長の権限に属するものに限る。）。)

- (11) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること（医療局長の権限に属するものに限る。）。
- (12) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること（医療局長の権限に属するものに限る。）。
- (13) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること（医療局長の権限に属するものに限る。）。
- (14) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること（医療局長の権限に属するものに限る。）。

附 則

この規則・規程は、平成 18 年 9 月 19 日から施行する。